

アンチ反日運動、韓国の司法の場にてかく戦へり

朴 舜鍾 (ペン・アンド・マイク記者)

はじめに

ソウル・鍾路区の在大韓民国日本国大使館の正門の前で、いわゆる「日本軍慰安婦」問題の解決を求め、日本政府を相手にしたデモ、通称「水曜集会」が始まったのは平成4(1992)年1月8日のことであった。反日史観を共有する韓国と日本の左翼が連帯している水曜集会は、今年で33周年を迎えた。

その傍らで、「日本軍慰安婦」の強制連行を否定し、水曜集会に叛旗を掲げた「水曜集会への対抗集会」(以下では「対抗集会」と称する)も出現した。対抗集会の始まりは令和元(2019)年12月4日である。対抗集会は、多方面で妨害を受けつつも、日韓両国の友好関係の回復と増進、そして、開かれたインド・太平洋の実現に向け、自由社会の拡大を目指す市民らの力によって、5年間も持続することができた。

反日史観に対抗する一連の動きは、「アンチ反日運動」と命名された。このアンチ反日運動は、最近ある種の転機を迎えた。今回の報告では、集会及び示威に関する韓国の法律と判例を中心に、水曜集会の違法性を韓国政府がどのように放置してきたのか、また司法の場でアンチ反日運動が韓国政府を相手に、ここ数年間でどのように戦ってきたのかを検討する。本報告は、令和7年2月4日までの流れをまとめたものである。

1 2016年まで不法だった水曜集会

集会及び示威に関する韓国の法制の理解

韓国がその憲法で自由民主共和制を標ぼうしている以上、集会及び示威への許可制や検閲は法律で認められていないため、基本的には申告制が採用されている。しかし、集会及び示威を規制する法律は、集会ないし示威を開催しようとするものに対し、集会開始時点から720時間前、遅くとも48時間前までには、管轄の警察署に、その開催の事実を記した申告書を提出しなければならないと義務付けている。ただし、申告書の提出義務は、屋外集会に限られる。集会及び示威の事前申告制については、何度かその違憲性が問われているが、韓国の憲法裁判所は、「集会及び示威の申告・主催側と警察の間の協力義務」を認め、その制度の運営上において、実質的に許可制への変質ないし変容がなされない範囲内で合憲、との立場を確認している。

現行の集会及び示威に関する法律(2021年1月1日から施行のもの)は、集会及び示威の開催場所に関する制限規定を設けている。国会議事堂、各級の裁判所、憲法裁判所、

国会議長の公館、大法院（最高裁判所）長の公館、憲法裁判所長の公館、国務総理の公館、国内駐在の外国の外交機関（大使館や領事館、その他の公館のことを言う）ないし外交使節の宿所の境界から100メートル以内の地域では、原則として集会及び示威の開催はできない（同法律第11条）。

ここで問題になるのは、同法第11条第5号である。

第十一条（屋外集会及び示威の禁止場所）何人も、次の各号のいずれかに該当する庁舎又は邸宅の境界地点から百メートル以内の場所においては、屋外集会又はデモをしてはならない。

5 国内駐在外国の外交機関や外交使節の宿舎。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、外交機関又は外交使節宿舎の機能若しくは安寧を侵害するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

- イ. 当該外交機関又は外交使節の宿舎を対象としない場合
- ロ. 大規模集会または示威に拡散する恐れがない場合
- ハ. 外交機関の業務がない休日に開催する場合

水曜集会が開催されてきた場所は、在韓日本大使館の正門のすぐ前であって、正門の境界からおおよそ15メートル程度しか離れていない。平成16（2004）年の法律改定で、国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域であるとしても、三つの但し書き条項のいずれかに該当し、当該外国の外交機関ないし外交使節の宿所の機能ないし安寧の侵害の恐れがないと認められる場合に限り、例外的に集会及び示威の開催を可能にしている。

警察の説明によると、水曜集会は、大規模でないか、大規模な集会への拡大の恐れのない場合に当たり、その開催を認めているという。

アンチ反日運動側の対抗集会は、水曜集会の中止とともに慰安婦像の撤去を求めるところにその目的があることから、在韓日本国大使館を対象としていない上に、大規模でないか、大規模な集会への拡大の恐れのない場合に当たるため、その開催が認められていることが分かる。

水曜集会と集会及び示威に関する法律

上で述べた屋外集会の禁止地域の但し書き条項は、平成16（2004）年の改定によって導入されたものである。すなわち、改定以前の法律には条件付き開催を定める規定がなかったということである。

水曜集会が始まった平成4（1991）年の時点の集会及び示威に関する法律は、国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域では、集会及び示威の開催は全面的に禁止されていた。つまり、水曜集会が最初に開催された平成4（1992）年から平成16（2004）年までの約11年間、不法な集会を取り締まるべき警察は、水曜集会という不法状態をそのまま放置していたことになる。

それでは、警察は、国内駐在の外国の外交機関などの境界から100メートル以内の地域でその開催を予定した、すべての集会及び示威を全部取り締まらなかったのかというと、そうでもない。平成16（2004）年に集会及び示威に関する法律が改定された背景をみてみよう。法律の改定は、平成15（2003）年10月、二つの憲法訴願審判請求を受けて、憲

法裁判所が国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域における集会及び示威を全面的に禁止した集会及び示威に関する法律の条項に対して、違憲の判定をしたためになされたものであった。

ここで憲法裁判所の違憲決定書を検討する。ソウル鍾路警察署は、平成12(2000)年2月、在韓アメリカ大使館付近での開催を予定した左翼市民団体(民主主義民族統一全国連合)の反米集会につき、その禁止を通告する処分をした。ソウル南大門警察署は、平成12(2000)年4月、三星(サムスン)グループに対し、雇用回復を求める三星解雇労働者団体の集会に対し、その行進の経路上にシンガポール大使館があるため、国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域での集会及び示威の開催の禁止を定めた法律規定に基づき、集会の禁止を通告する処分をした。

両団体は、国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域での集会及び示威の開催を全面的に禁止するのは違憲であると主張し、当該条項の違憲性を問う憲法訴願審判請求を行った。その結果について書く前に、韓国の違憲審判に関して触れておこう。

憲法訴願審判と違憲法律審判

法律の違憲性を問う制度として、韓国は、憲法訴願審判と違憲法律審判を設けている。前者は、訴訟の当事者が憲法裁判所に直接請求するもの(「大韓民国憲法」第111条及び「憲法裁判所法」第68条参照)で、後者は裁判所が提請する(「憲法裁判所法」第41条参照)。ただし、憲法訴願の場合、法律の定めるその他の権利救済の手段をすべて使い切ることを請求の条件とする。これを「補充性の原理」という。例えば、平成12(2000)年の集会及び示威に関する法律に対する憲法訴願事件の場合、訴願を請求した両団体(「民主主義民族統一全国連合」及び「三星解雇労働者団体」)は、訴願の請求の前に、警察の「集会禁止通告処分」の取消しを争う行政訴訟を提起している。当該行政訴訟で、地裁及び高裁は、国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域での集会の開催を禁止した集会及び示威に関する法律上の規定を根拠に、警察の処分は正しいと判断していた。

ところが両団体の憲法訴願審判に対して、憲法裁判所は国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域での集会の開催を禁止した集会及び示威に関する法律上の規定は違憲であるとして、以下のように判定した。

「集会の目的及び内容と集会の開催場所とは、一般的に密接な内的連関関係を有するがゆえに、集会の開催場所の選択が集会の成果を左右する。集会の開催場所が集会の目的と効果に対し重要な意味を有するがゆえに、誰もが『どこで』自身の計画した集会を開催するかを自由に決定できて、はじめて集会の自由という基本権が効果的に保障される。従って、集会の自由は、その他の法益の保護のために正当化されない限り、集会の開催場所を抗議の対象から分離することを禁止する」とし、「集会の自由を制限する代表的な公権力の行使は『集会及び示威に関する法律』の定めるところの集会の禁止、解散、条件付き許可である。集会の自由への制限は、その他の法益の保護のために絶対的に必要な場合に限定して正当化されうるものであり、特に集会の禁止と解散は原則的に公共の安寧秩序への直接的な威嚇が明白に存在する場合のみに限って認められる」といった理由で、国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域での集会の開催を全

面的に禁止することは違憲であるとし、国内駐在の外国の外交機関付近での条件付き集会開催への道が開かれた。

集会及び示威に関する法律上、国内駐在の外国の外交機関の境界から100メートル以内の地域での集会の開催を全面的に禁止する条項が違憲となり、廃止されたものの、平成4年から平成16年までの約11年間の期間中の水曜集会は不法であることは言うまでもない。しかし、上で述べた二つの事例とは違って、警察は水曜集会を取り締まらなかった。平成16(2004)年になって集会及び示威に関する法律が改定され、水曜集会の合法化の道が開かれたものの、水曜集会の主催団体の韓国挺身隊問題対策協議会(のちの正義記憶連帯)は、平成27(2015)年頃までの約10年間、集会及び示威の開催に伴う申告義務を無視し、申告なしの不法集会を引き続き開催した。水曜集会の集会届が管轄のソウル鍾路警察署に初めて提出されたのは、平成28(2016)年のことである。

警察が不法性の明白な水曜集会を取り締まらなかったという事実は、韓国の公権力がいかに不公平に行使されているのかがよく分かる一事例であると言えよう。



写真1 第1000回目の水曜集会(2011年12月14日)この集会も不法だった。

2 アンチ反日運動の戦い

ソウル慰安婦像をめぐる集会場所取り競争

このような不公正な権力行使に対して、アンチ反日運動は果敢に戦ってきた。そのことを書く前に、集会開催の優先権順位についてまず説明しよう。

集会及び示威に関する法律は、対立する複数の個人ないし団体が、集会開催の場所と

時間を競い合う場合、その集会申告書の提出順序によって、場所・時間の妥協を勧誘し、もしその勧誘が受け入れられない場合は、後に届けがあった集会に対し、管轄の警察署長をして、その開催の禁止を命ずるよう、規定している。

私は韓国の保守系市民団体の「自由連帯」の事務総長を務めていた金相鎮（キム・サンジン）氏に、在韓日本大使館前の慰安婦像の辺りで集会を開催するよう勧誘した。ちょうど令和2（2020）年4月の半ばであった。

長年「日本軍慰安婦強制連行」の被害を訴えてきた李容洙（イ・ヨンス）氏は、同年4月から5月にかけて、合計3回にわたって、正義記憶連帯の寄付金横領事実を暴露する記者会見を開いた。

当時、国会議員に当選して間もなかった、元正義記憶連帯理事長の尹美香（ユン・ミヒャン）氏は、保守にとっては良い獲物になり、正義記憶連帯への一斉攻撃が始まった。「自由連帯」は、慰安婦像付近の場所における集会開催の優先権を獲得した。正義記憶連帯に先んじて、集会申告書を管轄のソウル鍾路警察署に提出したのである。

令和2（2020）年5月以来、キリスト教長老会牧師の全光焄（チョン・クワンフン）氏のサラン第一教会のボランティアグループが、ソウル鍾路警察署に24時間、居座りながら、右翼グループの集会申告を代行するといった形で、慰安婦像を始め、ソウル市内の重要ポストにおける集会開催の優先権を確保し続けている。

慰安婦像付近の場所における集会開催の優先権は、それ以降今日に至るまで5年、保守系団体に留保されている。

しかし、警察は、保守系団体の集会開催の優先権順位を無視し、正義記憶連帯または「少女像守護」を自任している左翼青年団体の「反日行動」^(註1)の慰安婦像付近での集会のみを認め、慰安婦像反対団体の「自由連帯」や「慰安婦法廃止国民行動」^(註2)の集会参加者は、慰安婦像から遠くへ追い払っている。

日本軍慰安婦問題の象徴である慰安婦像のすぐ横で、その撤去を求める声を上げると、その政治的な波及は相当なものになるであろう。警察が、保守系団体による慰安婦像占領を許さない理由はここにある。

保守系団体は、警察の違法な行政執行に対し、抗議を繰り返し、集会開催場所の保障を求めたが、反日の「共に民主党」を始めとする、左翼権力の影響を受けている警察としては、保守系団体の要求を受容しがたかった。その代わりに警察は裁判所か、その他の機関から権威ある判断をもらうよう、勧誘してきた。

人権委員会での戦い

法律の検討の末に、慰安婦法廃止国民行動は、慰安婦像付近での集会場所取りの問題は裁判所に持っていくより、まず国家人権委員会^(註3)に訴えることにした。これは、正義記憶連帯に倣ったものであった。



写真2 金相鎮氏

正義記憶連帯は、令和4（2022）年1月に、警察の不作为による人権侵害を訴え、国家人権委員会に、その是正を求める陳情書を提出している。水曜集会は、日本軍慰安婦問題という、戦時中の女性の人権問題の解決を訴え、在韓日本国大使館の前で30年間にもわたって平和的に開催されてきたにもかかわらず、警察は、保守系団体による集会妨害を放置していて、その不作为によって人権が侵害されている、といった主張であった。この陳情を受け、国家人権委員会は緊急救済決定を行い、警察に対して保守系団体の集会を止め、慰安婦像付近で正義記憶連帯が水曜集会を開催することができるように、集会場所の優先権を保障するよう勧告した。国家人権委員会は、その決定書で緊急救済決定の理由を次のように明らかにしている。

水曜集会は、日本帝国主義によって行われた反人道的犯罪に対し、市民社会がその責任を問うといった、世界史的に類例のない運動であり、1992年1月以来、毎週同一時間、同一場所において続けられてきた、最も長期にわたる集会である。ところで、水曜集会は危機に晒されており、それは水曜集会に反対する団体の妨害を受けていることによる。（中略）水曜集会を保護する問題は、正義と真実を追求し、不義に対してその責任を問うといった最長期集会をいかに保護するかを念頭に置いてこそ、人権の基本原則が実現される。

この決定は、当時の委員長の宋斗煥（ソン・ドゥファン）氏が主導したのであった。憲法裁判官を務めた経歴を有する宋氏は、文在寅大統領の指名で国家人権委員会委員長に任命された。宋氏は平成6（1994）年に左翼弁護士団体の「民主社会のための弁護士の会」のメンバーになり、その会長の役を担うなど、左翼陣営で活発に活動してきた人物でもある。元慰安婦らが日本政府を相手に損害賠償を求める訴訟で、宋氏が元慰安婦らの弁護を担当していたことも確認されている。

だが、警察は保守系団体の集会を禁止することは法律上認められないという理由で、表面的には国家人権委員会の勧告を受容しなかった。しかし、警察は保守系団体の集会開催場所を保障しなかった。警察の選択は「現状維持」であった。警察は、慰安婦像付近



写真3 国家人権委員会前での慰安婦法廃止国民行動の陳情記者会見（2023年11月8日）

の集会場所を任意分割し、銅像のすぐ前は反日行動側に当て、銅像から離れた場所は保守系団体に当てた。表面的には国家人権委員会の勧告を受容しなくとも、実質において警察の立場は、慰安婦像近くを保守系団体に占領させない、というものであった。

慰安婦法廃止国民行動は現状を変えるべく、令和5(2023)年、慰安婦像をめぐる集会場所不保障の件をこちらから国家人権委員会に持ちこんだ。「集会及び示威に関する法律」は、複数の個人ないし団体が集会開催の場所と時間を競い合う場合には、先に届けが行われた集会を優先的に保護するように規定しているにもかかわらず、管轄のソウル鍾路警察署はその優先順位を無視し、集会開催の優先権を有する慰安婦法廃止国民行動の集会の開催場所を任意分割するなどの方法で、結果的に慰安婦法廃止国民行動の集会場所を、その開催を申告している慰安婦像から離れた所へ強制移転しているのが、同団体の陳情の要旨であった。

その間に国家人権委員会の空気は変わっていた。尹錫悦政権の発足に伴い、尹大統領と与党の「国民の力」が推薦した委員が、国家人権委員会に就いていたからである。宋委員長も、令和6(2024)年9月3日をもってその任期を終えた。

慰安婦法廃止国民行動の陳情事件を調査した国家人権委員会侵害救済第1委員会は、令和6(2024)年12月18日、慰安婦法廃止国民行動の陳情を受け入れ、ソウル鍾路警察署長にその是正を勧告し、集会申告の順序による集会開催の優先権を保障するように勧告した。勧告の主要内容は、次の通りである。

- ・ 集会の秩序を保つための柵の設置は、合法的に開催される集会及び示威を保護する目的を持つ。
- ・ 合法的に開催される集会及び示威を保護する目的外の目的、たとえば、集会及び示威の開催場所を、申告が行われた場所でなく、別の場所へと変更するための目的、もしくは集会申告の順序を無視し、対立する二つ以上の集会を同時に開催させるための目的、さらには、複数の個人ないし団体が場所と時間を競い合う場合において、申告順序によって集会開催の優先権を有する個人や団体を排除し、優先権のない個人ないし団体の集会を保障するための目的などに柵を使用することは、集会の自由に対する重大なる侵害に該当することであり、これは許されない。

当該決定を主導した人物は、国家人権委員会常任委員の金竜元(キム・ヨンウォン)侵害救済第1委員長である。検事出身の金氏は、尹大統領の推薦で令和5(2023)年2月から国家人権委員会常任委員を務めている。

慰安婦法廃止国民行動の陳情以前に、2022年、正義記憶連帯が、慰安婦像付近での集会ができなくなり、警察をして正義記憶連帯の集会開催を保障せしめるよう、その是正を求める陳情を国家人権委員会に出していることは、先に述べたとおりである。慰安婦像付近で集会をしようとする保守系団体に対する警察の妨害工作に抗議し、「慰安婦詐欺精算連帯」^(註4)に加わっていた複数の保守系団体は、警察に抗議しつつ、その是正を求める一方、警察と正義記憶連帯を圧迫する目的で在韓日本国大使館への進入路上のすべてのポストに集会届を出したために、正義記憶連帯が慰安婦像付近で集会を開くことができなくなっていたのであった。



写真4 金竜元氏

正義記憶連帯の陳情事件を調査したのも、金竜元常任委員が配属された侵害救済第1委員会であった。国家人権委員会侵害救済第1委員会は、令和5（2023）年7月の決定をもって、正義記憶連帯の陳情を棄却した。国家が、例えば水曜集会のような特定の集会を、その他の集会と区別して優先的に保護することは、諸国民の平等を定めた憲法規定に反するといった理由であったが、正にその通りである。

この決定と、上で述べた令和4（2022）年1月の緊急救済決定の内容とを比較することで、韓国において左翼法曹による法律の歪みがいかに深刻なものであるかがよく分かる。

上で述べた、ソウル鍾路警察署長への国家人権委員会の是正勧告は、その決定書が警察に届いてから1カ月以上が経っているにもかかわらず、警察は国家人権委員会是正勧告の受容または不受容いかなを表明せず、従前通りに集会開催の優先権を有する慰安婦法廃止国民行動側の同意を得ずに、ソウル鍾路区慰安婦像付近の集会場所を強制的に分割している。

厳密にいうと、国家人権委員会は慰安婦法廃止国民行動側の集会を保護するように勧告したわけではない。集会及び示威に関する法律の定めるところにより、集会申告の順番通りに、集会開催の優先権を有する個人ないし団体に対し、集会の平和的な開催を保障するように勧告したのである。警察としては、法律に沿ったこの勧告を受け入れない訳にはいかない。だが、当該勧告を受容すれば予想される政治的波及を恐れ、警察は「国家人権委員会の勧告の検討がまだ終わっていない」といった屁理屈をつけて、現状変更を拒否している。



写真5 ソウル鍾路区慰安婦像前、警察が柵で道路を分割し、優先順位の下での団体に集会場所を与えている

在韓中国大使館の正門の前での集会開催をめぐる訴訟

私は、水曜集会のケース・スタディを通じて、集会及び示威に関する法制と法理及び判例を学習し、水曜集会に倣い、ソウル・明洞にある中華人民共和国在大韓民国大使館の正門の前で、中国語教育機関の「孔子学院」の撤退を求める集会を開くことにした。

最初この企画を立てたのは、令和2（2020）年のことであったが、実行はできなかった。集会を開催しようとする場所に隣接して、ホテルの新築工事が進行中であったためである。ホテルの竣工がなされた令和5（2023）年になって、ようやく在韓中国大使館前での集会開催の企画を行動に移すことができた。

管轄のソウル南大門警察署に提出した集会開催申告書の主要内容は、次の表のとおりである。

集 会 名 称	中国共産党の海外工作拠点として機能している「孔子学院」の永久撤退を求める
開 催 場 所	在韓中国大使館の正門の境界から10メートル離れたところの歩行者道路上
集 会 規 模	2名
開 催 日 付	2023年7月9日 正午より午後14時まで
主 催 者	朴 舜鍾 忠清北道 沃川郡 . . .
連 絡 責 任 者	張 ●● 釜山広域市 東区 . . .

警察が、水曜集会を除く国内駐在の外国の外交機関などの境界から100メートル以内でその開催を予定する、すべての集会及び示威を禁止する方針を立てている点を知っていたため、私は「集会禁止通告」処分を予想した。ところが、ソウル南大門警察署は、この「孔子学院撤退要求集会」を禁止しなかった。その代わりに、集会開催当日になって警察は、集会場所を申告した在韓中国大使館の正門の境界から10メートル離れた歩行者道路上から、漢城華僑協会方向へ50メートル離れたところに移すことを要求してきた。

しかしながら、私は、「集会及び示威に関する法律」上、警察に集会場所を任意変更させる権限が定められていないことを根拠に、集会場所を強制的に移すことは犯罪で、そうした場合は民事及び刑事上の責任を追及する旨を通知し、申告した通りの集会を開催した。警察は集会場所の変更を求めれば、私がそれに応じてくれるであろうと高をくくったのであった。

集会及び示威への禁止は、その事由を記した書面を当該集会の主催者ないし連絡責任者に直接送達することとされている。在韓中国大使館前の集会の場合、主催者である私の住所は忠清北道沃川郡で、連絡責任者の住所は釜山広域市東区だが、沃川郡は、ソウルから約200キロ（車で3時間）、釜山は約500キロ（車で5時間、高速鉄道で3時間弱）程度離れている。ソウル南大門警察署がこの集会の開催禁止を通告する場合、その通告書を沃川郡もしくは釜山まで持って行って、当事者に直接渡さなければならない。

私は、集会規模を9名に拡大し、引き続き同一内容の集会の開催を申告したものの、警察はそれ以降のすべての集会及び示威に対し、禁止通告の処分を繰り返している。

これに対し、私は警察の禁止通告処分の取消しを求める行政訴訟を提起し、現在ソウル高等裁判所で審理が行われている。

在釜山日本国総領事館付近の慰安婦像撤去要求集会

釜山の慰安婦像は、平成28(2016)年12月28日に最初に設置された。釜山広域市東区は慰安婦像が設置根拠を欠いているため不法であるとし、設置当日銅像を撤去したものの、それ以降二日間、地域の左翼団体らが釜山広域市東区の区役所の前で抗議デモを開くほか、様々な方法で区の行政を麻痺させた。左翼の勢いに屈した朴三碩(パク・サムソク)当時の東区長は、不法と知りつつも慰安婦像の再設置を許すと同時に、設置団体側に謝罪した。



図6 釜山慰安婦像撤去要求集会(2024年4月3日)

慰安婦法廃止国民行動は、令和6(2024)年4月、在釜山日本国総領事館の後門近くにある慰安婦像の撤去を求める集会を開いた。釜山東部警察署は集会管理の経験が浅く、慰安婦法廃止国民行動の最初の集会に対する禁止通告書の送達に失敗した。その代わりに、警察は慰安婦法廃止国民行動の集会開催の当日、慰安婦像の周りに柵を設置して、同団体関係者らの銅像への接近を遮断した。

慰安婦法廃止国民行動は、引き続き釜山の慰安婦像の撤去を求める集会を開催する旨を釜山東部警察署に申告したものの、同警察署は繰り返し集会の禁止を通告してきた。慰安婦法廃止国民行動は、釜山東部警察署による集会禁止通告処分の取消しを求める行政訴訟を提起している。

慰安婦法廃止国民行動が申告した釜山の慰安婦像の撤去を求める集会は、在釜山日本国総領事館を対象としていないため、集会及び示威に関する法律第11条の定めるところの「禁止対象」の集会ではないという事実は言うまでもない(「集会及び示威に関する韓国の法制の理解」項目参照)。

司法の乱れ

釜山東部警察署を相手に、釜山の慰安婦像の撤去を求める集会への禁止通告処分の取消しを求める訴訟で、第1審を審理した釜山地方裁判所行政1部は「却下」の判決を下し

た。「却下」とは、訴訟の要件を満たしていないため審理を行わずに訴訟を終結することであって、いわば「門前払い」である。

韓国の司法において行政処分を取消しを求める訴訟とは、その処分によって発生した違法状態を排除して元来の状態の回復を図り、その処分によって侵害もしくは妨害された権利ないし利益を保護、救済する訴訟である。その処分を取消しても元来の状態への回復が不可能な場合は、訴訟を求める利益がないとされる。「却下」の理由は、予定していた集会の開催日付が過ぎており、禁止通告処分を取消してもその侵害された権利の回復ができない、というものであった。

しかし、韓国の大法院（最高裁判所）は、また、「一見してその元来の状態の回復が不可能にみえる場合であっても、同一の訴訟当事者の間で同一の処分が繰り返される危険性がある、その行政処分の違法性を確認する必要があるか、明らかでない法律上の問題の解明が必要であると判断する場合においては、行政の適法性確保、行政への司法の統制、国民の権利救済の拡大などの側面で、依然としてその処分の取消しを求める利益がある」としている。

釜山地裁での訴訟で、被告の釜山東部警察署は「平和の少女像付近は、在釜山日本国総領事館の境界から100メートル以内に当たる地域であるため、『集会及び示威に関する法律』第11条の定めるところにより、今後原告の申告するすべての集会についてその開催の禁止を通報するつもりである」と公言している。被告の公言からも、「同一の訴訟当事者の間で」「同一の処分が繰り返される」ことは明確で、上でみた大法院の提示している基準に照らしても、法律上の問題の解明が必要なケースであるのは疑いの余地がなかった。

にもかかわらず、釜山地裁行政1部が当該訴訟で「却下」の判決をしたのは、慰安婦像の有する政治的象徴性を意識した結果であるとしか理解できない。韓国では、裁判官は退官後弁護士になるのが普通で、多くの裁判において裁判官本人が弁護士になった以降の活動を想定し、裁判官本人にマイナスになるような判決はしない傾向がみられる。本件訴訟の場合、裁判長の千宗湖（チョン・ジョンホ）氏は、テレビ局の芸能番組にもたびたび出演していて、エンターテイナーとしても有名である。千氏としては、慰安婦像の撤去を求める集会を許容した場合、自分に向けられるはずの社会的非難をなるべく避けようとしたものと解釈できる。本件の場合、元来なら取消しが認められたはずの訴訟だが、何の判断もしないという「却下」の判決しか千氏には選択肢はなかったわけである。

慰安婦法廃止国民行動は、当該訴訟につき控訴する一方で、千氏ら釜山地裁行政1部の裁判官3人を「権限乱用及び権利行使妨害」の疑いで刑事告訴した。

「釜山水曜集会」への司法処理

釜山東部警察署は、令和6（2024）年12月29日、「釜山水曜集会」を主催してきた地域の左翼市民団体「釜山ギョレハナ」の代表と「釜山女性団体連合」の代表の二人に対し、「集会及び示威に関する法律」違反の罪で送検を決定した。国内駐在の外国の外交機関である在釜山日本国総領事館の境界から100メートル以内の地域は、原則として集会開催が禁止されている場所であるにもかかわらず、管轄の警察署に集会の開催の申告をせずに行なわれた集会を開いたと、警察は判断した。

この件は、令和6（2024）年7月、私の告発状を受け、警察が捜査を始めることによっ



写真7 釜山水曜集会

て事件化した。釜山水曜集会は、平成29（2017）年3月頃から始まり、毎月最終水曜日に開催されてきた。これまで釜山水曜集会の主催側は、集会及び示威に関する法律の規制を避けるべく、釜山水曜集会は集会ないし示威（デモ）ではなく、記者会見であるため、集会及び示威に関する法律第11条の規制（国内駐在の外国の外交機関及び外交使節の宿舎の境界から100メートル以内の地域での集会の開催を原則として禁止する規定）を受けない上、同法律第6条の申告義務も負わないと主張し、警察は釜山水曜集会の主催側のそういった主張を暗黙的に認めて、取り締りの対象として来なかった。

状況が一変したのは、慰安婦法廃止国民行動が釜山の慰安婦像の前で、当該銅像の撤去を求める集会を開催してからである。私は慰安婦法廃止国民行動を代表して、令和6（2024）年4月の集会開催以降、引き続き同じ目的の集会を申告する傍ら、令和6（2024）年5月の釜山東部警察署の集会禁止通告処分の取消しを求める行政訴訟を提起した（「在釜山日本国総領事館付近の慰安婦像撤去要求集会」項目及び「司法の乱れ」項目参照）。

当該訴訟の第1審で、私は「釜山水曜集会」の事例を持ち出して、数年間にわたり警察が申告なしの不法集会である「釜山水曜集会」を放置してきたにもかかわらず、在釜山日本国総領事館を対象としていないため、集会及び示威に関する法律上の禁止処分の対象にならない本件集会に対し、その開催の禁止を通告する処分をしたのは比例の原則の逸脱であると主張した。これに対して被告の釜山東部警察署は、釜山水曜集会は法律上の申告義務を負う集会ではなく、合法的な記者会見に該当すると主張する書面を裁判所に提出した。

警察の主張を弾劾する目的で、私は集会の開始から終了までの全過程を記録した動画が確保された2回の釜山水曜集会に対して、不法集会開催の罪を問う告発状を釜山東部警察署に提出した。捜査の結果は、上で述べたように書類送検であった。

釜山水曜集会の主催団体である釜山ギョレハナと釜山女性団体連合は、警察の書類送

検決定に反発し、令和7（2025）年1月22日に釜山東部警察署を抗議訪問している。両団体が今後も引き続き釜山水曜集会を開催すると公言したため、私は令和7（2025）年1月22日に開催された釜山水曜集会に対しても、同様にその主催者と参加者全員を刑事告発している。

一方、釜山の慰安婦像の前で当該銅像の撤去を訴える集会への、警察の集会禁止通告処分の取消しを求める訴訟について、私は第1審の「却下」の判決を不服として控訴した（その理由については「司法の乱れ」項目を参照）。釜山高等裁判所で控訴審が進行中である。

結論：大韓民国、法治国家にあらず

以上、集会及び示威に関する法律を中心に、韓国の集会及び示威に関する法制を検討したほか、在韓日本国大使館前の水曜集会に対する警察の態度と、その他の大使館ないし領事館前の集会に対する態度の違いを明らかにした。極く僅かな事例だけでも、韓国で法律の執行がいかにも不公平に行われているかが分かる。これでは、法や行政の安定性を期待しがたく、そのため行政の行動が予測し難い。韓国はその憲法で「法治国家」を標榜しているものの、実質においては「法治国家」だとは言えない。

慰安婦法廃止国民行動の金代表と私は、ソウル鍾路区の慰安婦像、釜山の慰安婦像、そして在韓中国大使館前での集会開催の実現に向けて、本報告書では明らかにしていないすべての手段を動員している。

註

註1 「反安倍反日青年学生共同行動」が、安倍晋三総理大臣が任期を終えたあと、「反日行動」へと名称を変更した。平成27（2015）年の日韓慰安婦合意ののち、翌年の平成28（2016）年3月頃から、いわゆる「少女像守護」を自任し、在韓日本国大使館前の「平和の少女像」付近にテントを張り、座り込みを始め、今日に至っている。同団体の成員の大多数は「民衆民主党」の党員である。

「民衆民主党」は、北朝鮮の主体思想を追従し、金正日＝朝鮮労働党総書記の死亡に際して、韓国・統一省の許可なしに平壤に弔問団を送り、その他北朝鮮を賛美する活動をしてきた疑いで起訴された、李相勲（イ・サンフン）氏がその共同代表を務めた市民団体の「自主統一と民主主義のための 코리아連帯」（略称「코리아連帯」）の後身として、平成28（2016）年11月に発足した。同党の代表は、発足当時から李相勲氏が務めている。

「코리아連帯」について、韓国の大法院（最高裁判所）は、同年10月、同団体が『国家保安法』上の「利敵団体」と判定している。「코리아連帯」は、大法院の判決を前に、その活動の持続ができないと判断し、同年7月付で自主解散した。「코리아連帯」は、韓国建国以来の最大の公安事件ともいわれる「朝鮮労働党中部地域党事件」の主要当事者が関わっているとみられる。「民衆民主党」に資金を供給しているという趙ドクウォン・黄ヘロ夫妻は、フランスに在住しつつ、集団宿泊施設を経営しているという（『月刊朝鮮』2020年7月号）。

関連機関としては、民衆民主党の機関紙『抗争の機関車』、インターネットメディアの『21世紀民族日報』、『21世紀大学新聞』、『反ファッショ民衆ニュース』などがある。

註2 歴史研究家の金柄憲（キム・ビョンホン）氏が、韓国の元「慰安婦」支援法律である「日帝下日本軍慰安婦被害者への生活安定支援及び記念事業などに関する法律」（略称「慰安婦被害者法」）の廃止を求め、令和2（2020）年10月に発足させた市民団体である。

「慰安婦被害者法」は、法律制定の目的で「日帝により強制動員され慰安婦としての生活を強要

された被害者を保護及び支援し、日本軍慰安婦被害者の名誉回復と真相究明のための記念事業を遂行することにより、被害者の生活安定と福祉増進を図り、国民の正しい歴史観定立と人権増進に寄与する」と定めているが、日本軍ないし官憲による「慰安婦強制動員」は歴史的事実に反するため、同法律の制定意義はないので廃止すべきである、というのが、慰安婦法廃止国民行動の主張である。同じ意味合いで、同団体は、日本軍による慰安婦移送関与などを認めた「河野談話」の見直しをも求めている。

註3 国家人権委員会は、韓国の独立中央行政機関の一つであり、韓国における人権問題全般を監督する。「世界人権宣言」を始め、人権保護にかかわる各種の国際条約、そして実定法の「国家人権委員会法」にその設立の根拠を置く。国連の勧告により、金大中政権下の平成13(2001)年に発足した。

独立した行政機関であるため、同委員会は、大統領や行政府の干渉を受けない。委員長と3人の常任委員、7人の非常任委員から構成される。国会は常任委員2名と非常任委員2名を、大統領は委員長1名、常任委員1名、非常任委員2名を、大法院長(最高裁判所長)は非常任委員3名を、それぞれ指名する。同委員会の事務総長は、委員長の推薦を受け、大統領が任命する。

註4 慰安婦詐欺精算連帯は、「日本軍慰安婦」強制連行主張に反論を提起し、正義記憶連帯の解体と、慰安婦像の撤去、そして水曜デモの中止を求めてきた市民団体など合計8か団体(△国民啓蒙運動本部△悪しき教育に憤怒を感じる父兄連合△メディア・ウォッチ△反日銅像真実究明共同対策委員会△大韓民国オンマ[母親]部隊△慰安婦法廃止国民行動△自由青年連盟△韓国近現代史研究会)が、2022年5月開催の「日本軍慰安婦」に関する学術ゼミナールの準備と、ソウル市鍾路区の在韓日本大使館前の慰安婦像付近での水曜デモへの対抗集会の開催に当たり、役割分担を協議するための目的で、同年1月結成された連合体である。2022年7月、ドイツ・ベルリン市の慰安婦像撤去を市当局に求め、ベルリン現地で慰安婦像撤去要求集会を開いた。同連帯による在韓日本大使館前の最初の連合集会は、同年1月26日に行われた。加盟団体は、在韓日本大使館付近の主要な場所に対し、正義記憶連帯に優先して集会を申告する方法で、水曜デモの集会場所を慰安婦像辺りから遠くへ追い出した。